

# 大学教育再生加速プログラム

(Acceleration Program for University Education Rebuilding : AP)

## 事業説明資料

※本説明資料の内容については変更の可能性<sup>1</sup>がある

### 国公立大学を通じた大学教育改革の支援の在り方について（意見まとめ）

GP事業の開始から10年以上が経過。  
→事業全体を調査・検討・総括する、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援に関する調査検討会議」（委員長：鈴木典比古 国際教養大学長）を設置。今後の大学教育改革の在り方の検討を行い、より有効な国による支援の方向性を探究。（意見まとめ＝平成25年8月30日）

#### ◆事業の成果・効果

GP事業は、①大学の組織的な教育改革の取組で、②特色ある優れた取組を審査、選定し、③大学間で共有を行うことを初めて可能とした、「大学を動かした」画期的な政策。

- 採択大学のみならず、非採択大学等に対しても大きな影響。（採択=960件、応募=6,389件＜波及効果）
- 教職員の成長、学長のリーダーシップ発揮、教育改革の具体的な実施に貢献し、次なる政策立案への基盤的条件を生成した。
- 10年前の先進的な取組は、現在通常に行われている。（例 FD実施大学 H12:52.4%→H21:99.1%）

#### ◆課題

- 新奇なプログラムの開発競争、「ばらまき」批判、事業内容の固定化等の指摘  
→プログラムの位置付けや課題を分析・確認する必要
- 短期的な補助のみではなく、良いものを長期的に「育成する」「継承する」考え方が必要。
- 公募開始から締切りまでの期間が短く、学内への事業の浸透、特定の教職員への過大な負担。
- 事業の普及については一定の効果があったが、今一度普及の在り方の更なる改善について考える必要。

#### ◆今後の方向性

- 社会が大学に期待する内容は質的・量的に過去とは大きな違いがあり、大学の自助努力では限界がある。
- 過去の改革を土台にして実施される改善、進化、普及に対して支援することが必要。



**国による支援の必要性。少ない経費で多くの効果を得られるこのような支援こそ、継続・発展させる必要**

#### 【新しい支援の方向性】

- ① 国際的通用性が問われるグローバル社会の高等教育において、教育の類型やモデルを共有するような大きな方向性を目指し、日本型の「学士課程教育」モデルの創出を目指すものを支援する。
- ② 地方や中小規模の大学教育改革のため、大学間や地域社会等を巻き込んだ大学間連携組織により実施するものを支援する。
- ③ これまで実施してきた教育改革の成果を踏まえ、更に新しいステージにおいて改革を深化・拡大・発展するものを支援する。

**背景**

- ・想定外の事態に遭遇した時に、そこに存在する問題を発見し、解決するための道筋を見定める能力をもった学生が社会及び企業から求められている
- ・学生の主体的な学びのための学修時間の不足

課題発見・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、大学は教育内容を充実し、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要

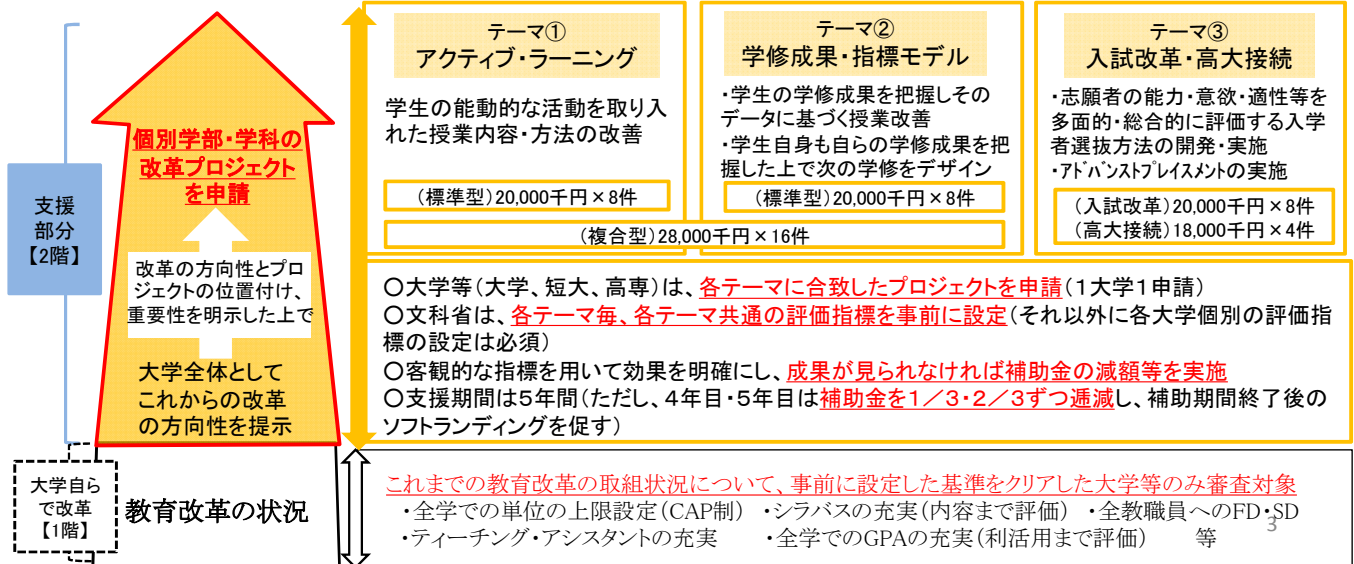
**国として進める改革の方向性**

「これからの大学教育等の在り方について」(教育再生実行会議 第三次提言 平成25年5月28日)

- ・教育方法の質的転換(学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法(アクティブ・ラーニング)、双方向の授業展開など)
- ・全学的教学マネジメントの改善(学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教育課程の体系化、組織的教育の確立など) → 国はこうした取組を行う大学を重点的に支援

「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(教育再生実行会議 第四次提言 平成25年10月31日)

- ・多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換 → 国は、メリハリある財政支援により大学を積極的に支援



## 大学教育再生加速プログラム 申請要件 イメージ(1階部分)

### ◆ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの策定

- 全学で3つのポリシーが定められている
- 上記ポリシーをもとに、各学部等のポリシーが定められている
- .....

### ◆キャップ制の導入

- 全学で導入していること
- 年間の上限単位が●●単位以下であること

### ◆GPAの活用

- GPAを導入し、学生の個別の学習指導に活用している
- .....

### ◆FD・SDの実施

- 全ての教員がFDに参加している。
- 講演会形式のみではなく、ワークショップ形式のFDを実施している

### ◆シラバスの充実

- .....

- ◆.....
- ・内容はイメージ
- ・申請時又は補助期間中にこれらの指標を満たす必要がある(この部分の取組に補助金は使用できない)

## 大学教育再生加速プログラム 実施スケジュール(案)

---

### ◆平成26年度

- 4月中～下旬 公募開始  
公募説明会の開催
- 5月末 公募締切り
- 7月 面接審査
- 7月末～8月初 選定結果公表
- 9月初～中旬 交付内定(事業開始)

### ◆平成28年度

中間評価の実施 → 評価結果の公表、翌年度以降の配分額に反映

### ◆平成31年度(事業終了後)

事後評価の実施

5

---

## 大学教育再生加速プログラム Q&A

---

Q1. 実施主体は？

A1. 国公立の大学・短大・高専で、取組の単位は大学であれば学部以上、短大・高専であれば学科以上の組織で行う取組が対象となる。

Q2. 申請可能件数は？

A2. 全テーマを通じて、1大学につき1件。

Q3. 面接審査は全ての申請校が対象となるのか？

A3. 1階部分の要件を満たし、かつ書面審査で上位の大学のみが対象となる。採択されるためには面接審査を経る必要がある。

Q4. どのような経費が補助対象となるのか？

A4. 「大学改革推進等補助金」の規程による設備備品費、旅費、人件費、事業推進費が対象。

Q5. 個別学部等の取組で申請するより、大学全体で実施する取組の方が選定上有利なのか？

A5. 事業の内容により判断するため、必ずしも全学的取組が有利というわけではない。

Q6. 個別の相談には応じてもらえるのか？

A6. 受付可能。

6

# 補助金の経理管理について

---

近年、補助金の不適切な使用により多くの返還事例が生じており、補助金制度の信頼を揺るがしかねない事態となっている。補助事業実施にあたっては事業の趣旨及び関係規則の確認を十分に行うこと。

## 1. 経理管理について

補助事業者は、本補助金が補助金適正化法等の適用を受ける補助金であることから、経理管理に当たっては補助事業者の規程等に基づき補助金の経理管理状況を常に把握できるようにし、善良な管理者の注意をもって行い、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を使用するとともに、他の用途へ使用することは決して行わないこと

## 2. 注意点

- ・ 他の補助金により財政支援を受ける場合は交付の対象とならないため、二重に補助を受けないように事業や経費を明確に区分
- ・ 補助金適正化法が適用されるため、最小の費用で最大の効果が上がるよう原則として一般競争により契約を締結
- ・ 契約行為・支払行為を極力早期に行い、年度末執行を避けること。また、購入する物品は年度内に使用するものに限る
- ・ 申請経費を課題に積算し、補助金の執行率を低下させる結果を招かない

## 3. 支出簿の作成・保存

- ・ 補助対象経費にかかる支出の内容を整理し、適切に保存
- ・ 経費を適正に使用したことを証する証拠書類についても、徴収・整理・保存
- ・ 特に納品検収は確実に実施し、現物と照合した納品伝票は後日の検証に対応できるよう保存すること

7

## ○参考URL

- ・教育再生実行会議(第三次提言、第四次提言)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/teigen.html>

- ・新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて  
(平成24年8月28日 中央教育審議会答申)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm)